

徳島県警察情報発信規程（昭和48年2月27日本部訓令第4号）

徳島県警察情報発信規程を次のように定める。

徳島県警察情報発信規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、徳島県警察における情報発信活動を効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（情報発信活動の意義）

第2条 この訓令において、情報発信活動とは、県民の理解と協力を得るため、警察活動の実態を広く県民に知らせるとともに県民の要望、意見等を警察運営に反映させる活動をいう。

（職員の心構え）

第3条 警察職員は、情報発信活動の重要性を認識し、あらゆる機会に積極的にその推進に努めなければならない。

（情報発信業務）

第4条 情報発信活動の業務は、次に掲げるものとする。

- （1）徳島県警察の運営状況の情報発信に関すること。
- （2）広聴活動に関すること。
- （3）情報発信関係機関との連絡に関すること。
- （4）その他情報発信活動の推進に関すること。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、その所管事務につき、常に積極的、かつ、効果的な情報発信活動を推進しなければならない。

（情報発信担当者）

第6条 情報発信業務を円滑に運営するため、所属に広報担当者を置き、次長等をもつてこれに充てる。

2 情報発信担当者は、所属長の指揮を受け、所管する事務に係る情報発信活動を実施するものとする。

（情報発信業務の連絡調整）

第7条 情報発信管理官は、情報発信課長の指揮を受け、徳島県警察の情報発信業務が総合的に行なわれるよう連絡調整に当らなければならない。

（情報発信連絡会議）

第8条 情報発信管理官は、情報発信活動の連絡及び調整を図るため、情報発信担当者の連絡会議を開くことができる。

（情報発信活動の細目）

第9条 この訓令に定めるほか、情報発信活動の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和48年3月6日から施行する。
- 2 徳島県警察広報規程（昭和36年徳島県警察本部訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭和50年3月25日本部訓令第4号）  
この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月15日本部訓令第4号）  
この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日本部訓令第6号）  
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月24日本部訓令第3号）  
この訓令は、平成6年3月17日から施行する。

附 則（平成17年3月18日本部訓令第8号）  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日本部訓令第9号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日本部訓令第8号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第9号）  
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。